

## きらめき居宅介護支援事業所のご案内（重要事項説明書）

### 1 事業者・事業所の概要

介護保険事業者番号	3370100053
事業所名	きらめき居宅介護支援事業所
管理者	松浦 千恵美
開設年月日	平成11年10月 1日
所在地	岡山市北区櫛津310-1
電話番号	営業時間内 086-284-1299 営業時間外 090-6439-9282
ファックス番号	086-286-0010
経営主体（母体法人）	医療法人社団 岡山純心会
開設者名	前田 計子

### 2 事業の概要

営業日	月曜日から土曜日 (12月30日～1月3日は休業)
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供地域	岡山市北区（旧御津町、旧建部町を除く）

### 3 事業の運営方針

居宅介護支援事業は介護保険法の理念に基づき、利用者が要介護状態になった場合、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な居宅介護支援を提供することを目的としています。

当事業所では、この目的に沿って、以下の運営方針を定めていますのでご理解いただいた後にご利用下さい。

#### 運営方針

利用者が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療および福祉サービスが、多様な事業者から公正中立、総合的かつ効率的に提供されるよう、サービス事業者との連絡調整、その他の便宜を図ります。

## 4 事業所の職員体制

職種	員数(人)	職務内容	備考
管理者	1	事業の業務を統括し、従業員の指揮監督を行います。	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	3人以上	管理及び、ケアプラン作成業務、給付管理票作成を行います	常勤 3名

## 5 事業のサービス内容

項目	内容・方法等
要介護認定等の申請代行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。</li> <li>2 利用者の要介護認定有効期間満了の1ヶ月前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。</li> </ol>
居宅サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理者は、介護支援専門員に介護サービス計画作成業務を担当させるものとします。</li> <li>2 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に関する課題点の把握については、利用者宅を訪問して行うものとします。なお、その際は利用者及びその家族に訪問の趣旨を十分説明し、理解を得るものとします。 ただし、利用者の状態が安定している場合、利用者、主治医、担当者その他関係者の同意を得てテレビ電話等を活用したモニタリングを行う場合があります。</li> <li>3 介護支援専門員は、当該地域において指定居宅サービスが提供される体制を勘案して、サービス提供に当たっての留意点を説明するとともに、居宅サービス計画の原案を作成するものとします。</li> <li>4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けたサービスの種類、内容等についてサービス担当者会議の開催等を経て、利用者及び家族の同意に基づく居宅介護サービス計画を作成します。</li> </ol>
居宅サービス計画作成後の管理（居宅サービス計画の変更等）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。</li> <li>2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。</li> </ol>
サービス事業者等との連絡調整	介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行うものとします。
介護保険施設への紹介	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難と認める場合または利用者が介護保険施設への入所</li> </ol>

	<p>を希望する場合は、利用者に介護保険施設を紹介するものとします。</p> <p>2 介護支援専門員は、利用者が介護保険施設からの退所を希望する場合は居宅における生活に円滑に移行できるよう、居宅サービス計画の作成の援助を行うものとします。</p>
その他介護保険対象外のサービスや制度についての相談・情報提供、 <b>成年後見制度の活用支援等</b>	<p>当事業所は、利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。事業所利用や日常生活に伴うご心配事や制度利用・行政手続きなどお気軽にご相談下さい。</p> <p>成年後見制度の活用支援については、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。</p>
その他	市町村より受託した要介護認定のための訪問調査

## 6 居宅介護支援の利用に当たっての留意事項

項目	内容・方法等
サービス提供困難時の対応	当事業所は、自ら適切な指定居宅介護支援事業の提供が困難であると認めた時は、通常の事業の実施地域を勘案し、利用者に他の指定居宅介護支援事業者を紹介するものとします。
サービスの質の向上のための方策	<p>1 介護支援専門員が、利用者と面談し状況の把握等を行います。</p> <p>2 介護支援専門員等の質的向上を図るため、採用時研修のほか年間3回以上の研修の機会を設けます。</p>
介護支援専門員を変更する場合の対応	介護支援専門員の変更を希望する場合は、管理者までご連絡ください。
秘密保持	<p>1 事業者は、利用者にサービスを提供する上で知り得た個人情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。</p> <p>2 事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者または、その家族に関する個人情報を用いません。</p> <p>3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を保持します。正当な理由なく第三者に漏らしてはならず、それは従業員でなくなった後においても同様です。また、当事業所は秘密保持の為に必要な措置を講じます。</p> <p>4 当事業所は個人情報保護法及び関連法規を遵守し、業務上知り得た個人情報は母体法人が定めた利用目的の範囲内で使用します。</p>
事故発生時の対応	<p>1 事業者は、利用者またはその家族に対する居宅介護支援サービスの提供により事故等が発生した場合は、速やかに家族及び市町村の関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>2 事業者は、損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。</p>

虐待防止のための措置に関する事項	<p>1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。</p> <p>①虐待の防止に関する責任者の選定</p> <p>②従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施</p> <p>③その他虐待防止のために必要な措置</p> <p>2 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。</p>
公正中立な支援について	<p>当事業所は、利用者の意思に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事が出来ます。また居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも求めることが出来ます。</p> <p>なお、当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりです。</p>

## 7 サービス利用料及び利用者負担

項目	内容・方法等
利用料	<p>1 利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当事業所が提供する法定代理受領サービスに関して、利用者の負担はありません。</p> <p>2 通常のサービス提供地域以外の要請があった場合も、利用者の負担はありません。</p>

## 8 要望・苦情の受け付け

### ①当事業所における要望・苦情の受け付け

事業者は、利用者またはその家族からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、申立及び相談に迅速かつ誠実に対応します。また、利用者またはその家族が申立等を行ったことを理由として、何らかの不当な取扱をすることはありません。

苦情が寄せられた場合、事実を確認し、関係者と連絡を取り合い、早急に対応を行うとともに苦情処理の改善について利用者またはその家族に確認を行います。

また、その内容を台帳に記載し、再防止に心がけます。

苦情受付窓口（担当者）	松浦 千恵美
受付時間	<p>8時30分～17時30分</p> <p>月曜日から土曜日、12月30日～1月3日を除く</p>

## ②行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 F A X 086-223-9109 受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日、 <b>年末年始を除く</b>
岡山市介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 F A X 086-803-1869 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
岡山市事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電話番号 086-212-1012 F A X 086-221-3010 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

<重要事項説明書別紙1>

当事業所において介護報酬発生に伴う利用者様への請求（負担）はありません。全額、介護保険より支給されます。

【居宅介護支援費（Ⅰ）】

要介護①②	11,088 円/月
要介護③④⑤	14,406 円/月

※その他、必要に応じ下記の加算を算定させていただきます（地域区分は7級[10.21]です）。

- ①特定事業所加算Ⅰ(519 単位/月)・Ⅱ(421 単位/月)・Ⅲ(323 単位/月)・A(114 単位/月)
- ②初回加算(300 単位/月)
- ③入院時情報連携加算Ⅰ(250 単位/月)・Ⅱ(200 単位/月)
- ④退院・退所加算[Ⅰ]イ(450 単位/回)[Ⅰ]ロ(600 単位/回)・  
[Ⅱ]イ(600 単位/回)[Ⅱ]ロ(750 単位/回)・[Ⅲ](900 単位/回)
- ⑤ターミナルケアマネジメント加算(400 単位/月)
- ⑥通院時情報連携加算(50 単位/月)
- ⑦特定事業所医療介護連携加算(125 単位/月)
- ⑧緊急時等居宅カンファレンス加算(200 単位/回)
- ⑨中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(所定単位数の5%を加算)